

小平市地域防災計画（令和7年修正）（素案）に対する
市民意見公募（パブリックコメント）の結果について

1 実施の概要

実施期間	令和6年11月20日（水） ～ 令和6年12月19日（木）	
意見提出者数	8人	
提出方法	持参	0人
	郵送	0人
	市ホームページ	6人
	電子メール	2人
	FAX	0人

2 ご意見に対する対応状況

反映状況	件数
反映済み	9件
反映する	2件
反映しない	14件
参考意見	19件
合計	44件

※1. 以上のほか、本素案に関するご意見以外に2件のご意見をいただきました。

※2. 市民意見公募（パブリックコメント）の結果の公表にあたっては、とりまとめの都合上、
いただいたご意見を一部要約する等の整理をしています。

3 市民意見公募（パブリックコメント）に対する考え方

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	対応
1	能登などの例を見るとインフラ復旧までトイレ不足が深刻なので対策をお願いします。	災害用トイレについては、震災編第Ⅱ部第12章第3節<予防対策>2-1.小平市（1）災害用トイレの確保等に記載のとおり、確保基準を見直すとともに、トイレカーなど新たな災害用トイレ確保策の取組を推進します。 なお、災害用トイレについては、被害想定に基づき必要数を算出し、整備、備蓄を行っています。	反映済み
2	避難所への同行避難も限度があるので、ペットの集団飼育など対策をお願いします。	家庭動物を飼養している方は、平時から備蓄品・飼養用具の用意、預け先の確保など、自助の防災対策を行っていただきます。 また、避難所への同行避難では、飼養動物に必要なものは飼い主が準備するとともに、管理は、飼い主の責任で行っていただきます。避難所における飼養場所やルールの設定など、自主的な飼養管理体制の構築を推進していきます。	反映しない
3	鈴木小学校が避難所に指定されていますが、鈴木小学校はハザードマップで土砂災害地域にも指定されています。どうしてこのような危険な場所が避難所として指定されているのでしょうか。	鈴木小学校の敷地の一部が土砂災害警戒区域にかかっていますが、避難所となる体育館及び校舎は区域から離れています。発災時には、建物の被害状況等を確認したうえで避難所開設の決定を行い、開設する場合には、土砂災害警戒区域となっている南側擁壁に近づかないよう規制を行い、安全に避難所運営が行える体制とします。	参考意見
4	今年度、都内の他自治体では川氾濫の危険性のある雨が何度かあり、自治体のHPでは避難所の開設や、雨の状況など、詳しい情報が発信されていました。一方で、小平市のHPのトップページでは、そういう災害についての詳しい情報が全くありませんでした。小平ニュースにも登録していますが、避難情報などの連絡はまったくありませんでした。小平市では今年、避難所開設をしたのでしょうか？市の発信方法では情報を知る手段がありません。	大きな河川が無いなど他の自治体とは地理的条件が異なることから避難所の開設や避難情報の発令に違いがありますが、市では、気象庁発表と同時に市の気象警報・注意報情報をこだいらNEWSでお知らせしています。また、市が発令する高齢者等避難以上の避難情報については、防災行政無線、市ホームページ、防災・防犯緊急メールマガジン、X等のSNS、広報車、報道機関等を活用するとともに自主防災組織と連携し、避難を呼びかけます。 避難所の開設については、小平市自主避難所開設及び運用指針に基づき、状況に応じて自主避難所を開設し、開設する場合には、市ホームページ等でお知らせします。	参考意見
5	避難所を運営する人材について、職員が十分に揃わない場合は住民が運営を行うとありますが、どの程度運営を行うか不明確です。自治会に入っていない住民も多く、住民が簡単に他の被災者をまとめて、避難所を運営することはできません。また、市の中心部付近の避難所は比較的、市の援助がまわりやすいですが、市でも端っこの地域や、議員とあまりかかわりのない地域は援助が遅くなる傾向があるのではないのでしょうか？そのような観点も含めて、計画をたててください。	避難所運営については、震災編第Ⅱ部第9章第3節<応急対策>3-4.避難所の運営等に記載のとおり、避難所を利用する地域住民が主体となって運営します。このため、同<予防対策>3.避難所の管理運営体制の整備等（1）マニュアルの整備に記載のとおり、避難所の運営が混乱なく円滑に行われるよう、市の指針を踏まえて、各地区では、自治会、自主防災組織、学校経営協議会や青少年対策地区委員会など地域の人により避難所運営マニュアルを作成し、訓練を行っています。 各地区の避難所には、市の職員である初動地区隊や避難班が配置され、被災状況や避難状況等に応じて応急対策活動を行います。	反映済み

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	対応
6	災害時のペット保護やペットがいる家庭の避難場所への受け入れについて、支援が欲しい。	被災動物の保護については、震災編第Ⅱ部第7章第3節<応急対策>1-4.保健衛生体制の構築(2)⑧被災動物の保護、及び<復旧対策>1-3.被災動物の保護に記載されています。 飼養動物の同行避難については、震災編第Ⅱ部第9章第3節<予防対策>3.避難所の管理運営体制の整備等に記載されています。 また、同<応急対策>5.避難所等における動物の適正飼養に、取組事項や管理方針を示しています。	反映済み
7	計画全体を通しての疑問点。 公助と共助・自助が連携していない。市民や自治会との連携が記述されていない。市役所からの一方通行だ。	公助と共助・自助の連携については、震災編第Ⅱ部第2章市民と地域の防災力向上、第9章避難者対策に記載されています。 また、市民や自治会等と行政等の連携については、震災編第Ⅱ部第2章第3節予防対策7.市民・行政・事業所等の連携に記載されています。	反映済み
8	デジタル活用を進める方針が記述されていない	対策の視点に防災DXの推進を掲げ、震災編第Ⅱ部第6章第3節<応急対策>2.被害状況等の収集・伝達にドローンの活用、同第8章帰宅困難者対策に帰宅困難者対策オペレーションシステムの活用、同第9章第2節3.避難所運営体制の整備に避難所での受け入れなどが円滑に行えるシステムの導入、同第12章住民の生活の早期再建に被災者生活再建支援システムの活用が記載されています。	反映済み
9	震災後の活動において、小平市は保険を契約しているのか？避難所運営は避難者が中心になって行うとしているが、避難所運営委員会の活動でケガ人が出た場合は誰の責任か？	震災編第Ⅱ部第9章第3節<応急対策>3-1.避難所の開設・報告に記載されているとおり、避難所には、市職員から避難所管理者を置き、施設管理者や避難所運営委員会等と連携しながら、避難所の開設・閉鎖・各種支援等を行います。 また、避難所は、自助、共助の観点から避難所を利用する地域住民が主体となって運営するため、避難所運営に係る保険はありません。 なお、社会福祉協議会においてボランティア保険の加入手続きが行えますので、必要に応じて各自で加入できます。(ボランティア登録の要件はありません。ただし、危険を伴う活動など適用除外があります。)	参考意見
10	防犯への取組は必要ないのか？ 停電で街頭防犯灯が消えると真っ暗になる。 小平警察署や小平防犯協会はどのような体制をとるのか？	地域防災計画は、災害に対する予防対策、応急・復旧対策を規定しています。このため、当計画には記載していませんが、小平警察署では災害時の防犯対策も行います。また、避難所における防犯性にも配慮し、具体的な取組については、避難所運営マニュアル等において各地区で対応を検討します。	反映しない
11	第Ⅱ部第1章第2節1.小平市の役割 (4) 災害情報の収集及び伝達に関すること。 “伝達”ではなく“連絡”ではないか？	収集した災害情報を都及び防災関係機関へ伝達します。	反映しない
12	第Ⅱ部第1章第2節1.小平市の役割 (12) 飲料水の供給に関すること 生活用水供給、トイレ供給または設置、ごみ・がれきの一時保管場所の設置・処理も小平市の役割ではないか？	当該小平市の役割の項目は、大きな役割を示しています。 生活用水の確保については、震災編第Ⅱ部第10章に、災害用トイレの確保及びごみ・がれきの仮置場の設置・処理については、同第12章に、市の役割として記載されています。	反映済み
13	第Ⅱ部第1章第2節2.各課の分掌事務 自治会や市民との連絡窓口は通常の縦割り組織で対応する、ということか？自治会の窓口は市民協働・男女参画推進課コミュニティ担当なのか？市民の安否情報収集担当は調査班(税務課)なのか？	各課の分掌事務には、災害対策本部の分掌事務を掲載しています。 自治会に関する分掌事務は、市民協働・男女参画推進課地域コミュニティ担当です。なお、非常時優先業務について、小平市業務継続計画(震災編)を策定しています。 行方不明者に関することは、調査協力班(市民課(市民サービス担当及び市民相談担当を除く))です。	参考意見

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	対応
14	<p>第Ⅱ部第2章第3節《応急対策》2.地域による応急対策の実施 2-1.地域の自主防災組織、消防団及び事業所 (1)自主防災組織 ②安否や被害についての情報収集 収集した情報は市役所に報告するのか？どの部署に報告するのか？</p>	<p>収集した情報は、近隣での助け合いや避難誘導などを行ううえで、地域の人と共有してください。 また、特に報告すべき事項がありましたら、被害情報については、本部班（防災危機管理課等）、もしくは、初動地区隊が各防災対策地区の市立小学校、中学校等を拠点に、発災初期の応急活動として被害情報等の収集、被害実態調査を行いますので、提供ください。行方不明者に関することは調査協力班（市民課（市民サービス担当及び市民相談担当を除く））、避難行動要支援者の安否については生活支援課へ情報を提供ください。</p>	参考意見
15	<p>第Ⅱ部第2章第3節《応急対策》2.地域による応急対策の実施 2-1.地域の自主防災組織、消防団及び事業所 (1)自主防災組織 ⑦避難所運営支援 避難所運営委員会とは、どのような関係になるのか？ 市役所は市民や自主防災組織からの報告を受け付けるのか？市役所からの伝達（一方通行）だけか？</p>	<p>避難所は、自助、共助の観点から避難所を利用する地域住民が主体となって運営します。避難所運営委員会を中心に、ボランティア、自主防災組織などの地域の団体、市災害対策本部避難班等、施設管理者が連携しながら、避難所運営を行います。 市は、市民や自主防災組織からの報告を受け付けます。また、災害に限らず各種困りごとなどありましたら、問合せください。</p>	参考意見
16	<p>外国人は、言葉・文化・習慣・経験の違いや希薄な地域関係などが原因となり、防災に関する情報や災害時における緊急情報、避難勧告等が理解できず的確な避難行動が取れない可能性があり、被害を受けることが考えられています。 このため、震災編Ⅱ-29 1-4.外国人支援対策の(1)防災地域の普及の具体的な取り組み「在住外国人参加の防災訓練、防災講座の開催」「多言語対応防災マニュアル・防災マップの作成」「都が提供する防災に関する動画コンテンツを用いて、外国人が多く集まる場所での情報提供の実施」これらの取り組みを計画どおり実施してください。具体的な実施内容を示してください。 また、「在住外国人に対する地域」について具体的にはどこか教えてください。外国人が集まるコミュニティに対して市内での外国人向け防災訓練、イベント、講演会の参加案内・周知徹底を行ってください。参加案内・周知徹底の具体的な実施方法を示してください。</p>	<p>外国人支援対策については、震災編第Ⅱ部第2章第3節予防対策1.自助による市民の防災力向上1-4.外国人支援対策に記載している方向性に基づき、関係機関や地域と連携しながら、具体的な取組を進めていきます。 ご意見で頂きました内容を踏まえて、どのような取組をしていけばより効果的な外国人支援対策となるのか関係機関や地域と検討していきます。</p>	参考意見
17	<p>289箇所「地震」という言葉が使われており、第1章から10章に「地震前の行動（予防対策）」「地震直後の行動（応急対策）」「地震後の行動（復旧対策）」が記載されていますが、「地震そのものに関する基礎知識」に関する記述が見当たりません。 「地震に関する基礎知識」について、市民みずから学習すべきだとの意見があるかも知れませんが、市民の皆さんにそこまで求めるのは難しいと思います。たとえば、「①地震と震災の違い」「②マグニチュードと震度の違い」「③マグニチュードと地震のエネルギーの関係」「④地震の縦揺れと横揺れの違い」「⑤直下型地震の特徴」「⑥緊急地震速報とは」などを小冊子にまとめ市民に配布していただければ、防災意識の啓発の一助になると思いますのでご検討いただきたく、お願いします。</p>	<p>本計画は、震災編第Ⅰ部第1章第1節1.計画の目的に記載のとおり策定しているものであるため、地震そのものに関する基礎知識は記載していません。 防災意識の啓発に関するご意見につきましては、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>	参考意見

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	対応
18	計画素案に目を通しましたが、東京都が10年ぶりに修正した「首都直下地震の新たな被害想定」（2022年5月25日公表）や関連法律改正に基づく修正内容が的確に記述されていると思いました。	今後も関連した法律等を踏まえ、修正していきます。	参考意見
19	令和3年修正の公開時に「概要版」も公開されましたが、分かりやすかったので、予定されているとは思いますが計画の公開時に「概要版」も公開していただきたいと思います。	令和7年修正におきましても概要版の公開を予定しています。	反映済み
20	震災Ⅰ-3 「地質」の欄に「表層地盤増幅率」に関する記述があると、市民が市域の地盤の特性を知ることができると思います。	小平市の地勢では、基本的事項のみ記載しています。 頂きましたご意見は、次回以降の修正時に追記するか検討させていただきます。	反映しない
21	震災Ⅰ-18 2 地域危険度測定調査 都が公開している市域の「地域危険度測定結果」は、市ホームページの「地震に関する地域危険度測定調査について」というページで「危険度」（数値）を知ることができます。	ご意見のとおり、追記します。	反映する
22	都が公開している「地域危険度測定調査」の結果に基づいた市域の「危険度マップ」を作成、公開し、市民に自分が住んでいる地域の危険度を周知してはどうかと思います。（ビジュアル的に）	市ホームページから外部リンクを経由して、東京都ホームページ「地震に関する地域危険度測定調査 地域危険度一覧表（区市町別）小平市」をご覧くださいませるので、マップの作成は予定していません。	反映しない
23	震災Ⅰ-18 3 地震に対する意識調査 令和3年実施「第20回 小平市政に関する世論調査」の報告書に、約30%の方が日頃の地震対策を「ほとんど行っていない」「行っていない」と回答していますが、「なぜ地震対策を行っていないのか？」を把握・分析し、それぞれの理由に対して対策を講じる必要があると思います。次回の調査では、「なぜ地震対策を行っていないのか？」という設問を加えていただきたいと思います。	ご意見につきましては、今後の取組の参考にさせていただきます。	参考意見
24	ペットという言葉は使われておらず、「動物」と表記されていますが、明確に定義されていません。 また、避難所への同伴避難できるペットの種類について、その定義も含めて具体的な指針の公開が必要だと思います。	本計画では、ペットとして家庭での飼養動物について記載しています。 飼養動物の同行避難及び避難所等における動物の適正飼養に関する取組事項や管理方針については、番号6「ご意見に対する考え方」のとおりです。 市では、避難所における飼養場所や飼養ルールの設定、他の避難者への配慮や周知など、自主的な飼養管理体制の構築を推進しています。本計画及び市の避難所運営マニュアル作成の指針に基づき、避難所開設準備委員会が作成した各地区の避難所運営マニュアルでは、同行避難できるペットの種類を定めている所もあります。	参考意見
25	「飲料水」「生活用水」という言葉の使い方（定義）について 「国土交通省 水管理・国土保全局 水資源部」のページに、家庭で使用される水を家庭用水、オフィス、ホテル、飲食店等で使用される水を都市活動用水といい、これらをあわせて生活用水と呼んでいると記述があります。家庭で使用される水には飲料水も含まれると理解されますので、飲料水と生活用水が別の用途で使用される水として記述されている点は適当ではないように思います。	本計画では、生活用水は、飲料水を除いた、飲用以外の目的として洗濯やお風呂、トイレ等に活用する水を指しています。	参考意見

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	対応
26	<p>震災Ⅱ-208~209 震災対策用井戸の水質検査について 令和6年4月発行の防災マップでは、2基の震災対策用井戸の指定が解除されていますが、理由が無く、気になるようです。 また、市は令和3年に震災対策用井戸の用途を「飲用」から「（飲用を除く）生活用水」に変更しました。 家庭用水の使い方には、風呂、炊事、洗顔も含まれ、素案他で使われている生活用水が飲用以外の家庭用水を意味するものだとしても、PFASの影響が懸念されます。 市が年に1回実施している水質検査にPFASの検査も含めて、すべての震災対策用井戸を対象に水質検査を実施し、市域のそれぞれの震災対策用井戸がPFASに汚染されていないのかを明らかにし、震災対策用井戸の用途を決めるべきではないかと思えます。</p>	<p>震災対策用井戸の指定の解除理由は、井戸の所有者が指定の解除を申し出たことなど指定条件に適合しなくなったためです。 震災対策用井戸の用途については、震災時は、地震により水質が変化する可能性を考慮し、令和3年6月に「小平市震災対策用井戸指定要綱」を改正し使途を生活用水のみとしました。 市の水質検査は、直ちに健康被害を及ぼさないよう、東京都の「飲用に供する井戸等の衛生管理指導要綱」の検査項目を参考に実施しているため、PFASは含まれていません。</p>	参考意見
27	<p>震災Ⅱ-168 帰宅困難者対策について 市外で帰宅困難者になる可能性がある市民に対し、「行動指針」や「帰宅困難者行動マニュアルなど」の公開・周知が必要ではないかと思いました。 また、以下の対策も必要ではないかと思えます。 大地震発生時に市外で帰宅困難者になる可能性がある市民と同居している要配慮者への配慮、避難行動要支援者への支援に関する対策 大地震発生時に市外で帰宅困難者になる可能性がある市民が飼養しているペットに関する対策</p>	<p>市外で帰宅困難者になる可能性がある市民については、震災編第Ⅱ部第8章第3節<予防対策>1.東京都帰宅困難者対策条例に基づく取組の周知徹底と事業者における取組の推進に記載されています。 市外に出ている市民についても、滞在している自治体の対策に従うことや、東京都帰宅困難者対策条例、東京都地域防災計画に定める帰宅困難者対策等に沿って行動していただきます。また、東京都では、東京都帰宅困難者対策ハンドブック等を公表していますので、それらを参考に日頃から震災時に備えていただきます。 飼養動物については、震災編第Ⅱ部第2章第3節<予防対策>1.自助による市民の防災力向上に記載されていますとおり、日頃から預け先の確保など、帰宅困難者になる可能性も踏まえて災害時に備えていただきます。</p>	参考意見
28	<p>震災Ⅱ-245 応急仮設住宅について ①大地震発生後、自宅が全半壊、全半焼し、自宅で生活できなくなり避難所に避難している市民がいると思いますが、自宅の半壊、半焼で避難所に避難している市民は応急仮設住宅に入居できないのでしょうか？ ②「居住する住家がない者」は、どういう方を指しているのか、理解できませんでした。</p>	<p>①応急仮設住宅の入居資格者は、震災編第Ⅱ部第12章第3節復旧対策3.応急仮設住宅の供給に記載のとおりです。東京都が定めた入居者選定基準・手続・入居条件、割当計画等に基づき、市が事務執行します。 ②住家が全焼、全壊または流失し、居住する住家がない者を指します。</p>	参考意見
29	<p>震災Ⅱ-245 応急仮設住宅について 応急仮設住宅の入居者の募集に応募して選定され入居した被災者は、どういう状況になった場合、応急仮設住宅から退去しなければならないのかも記述すべきではないかと思いました。 たとえば、「自らの資力では住家を確保できない者」は永続的に応急仮設住宅に住むことができるのでしょうか？ 入居者のそれぞれの状況を踏まえて、どういうタイミングで応急仮設住宅から退去しなければならないのか明記すべきだと思います。</p>	<p>本計画は、震災編第Ⅰ部第1章第1節1.計画の目的に記載のとおり策定しているものであるため、復旧対策以降の各分野における詳細な事柄までは記載していません。 なお、東京都では、応急仮設住宅に入居する被災者に対して、自力での住まいの確保への支援として民間賃貸住宅入居支援や、公的住宅の供給を行い、円滑な移行を促進します。東京都震災復興マニュアルをご参照ください。</p>	反映しない

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	対応
30	避難所にペットと同行避難（ペットとともに安全な場所まで避難する行為（避難行動）を示す言葉）→同伴避難（被災者が避難所でペットを飼養管理すること（状態）を示す言葉）している市民もいると思いますので、避難所から応急仮設住宅へ入居する際の、ペットに関する市の指針も必要ではないかなと思います。	応急仮設住宅の供給は、東京都が定めた入居者選定基準・手続・入居条件、割当計画等に基づき、市が事務執行します。 このため、応急仮設住宅へ入居する際の、ペットに関する市の指針を策定する予定はありません。	反映しない
31	防災計画とは、案件項目に対しての方針規定を示すものとの理解はありますが、その規定に基づき具体的に誰が、いつまでに、どのようなことを行う、というアクション計画がないと絵に描いた餅になると思います。施策ごとの具体的計画の中で2030年までの目標値を示している項目もありますが、それは単なる数値であって、具体的な内容が明確に示されていません。今回の防災計画をもとにブレイクダウンし、具体的な実施項目を表記し、誰がいつまでにどのようなことをやるかというアクションプランを別冊（詳細実施マニュアル）で提示していただくと役に立つと思います。	本計画は、市、警察及び消防等の都関係機関、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災機関、事業者、地域の防災組織及び市民が、その有する全機能を有効に発揮して災害対策を実施していくことを定めています。各分野における各施策は、密接に関連しており、各施策を実施する主体が相互に連携を図りながら、本計画の方針を踏まえて、それぞれに目標等に向けて具体的な実施計画等を策定し、推進していくものになります。	参考意見
32	自治会や自主防災組織が定める地区防災計画との連携を是非とも明示していただきたいと思います。何のために「地区防災計画制度」が出来たのかの意味がなくなると思います。	地域防災計画に位置付けている地区防災計画はありませんが、震災編第Ⅱ部第2章第3節<予防対策>7.市民・行政・事業所等の連携に、住民等から提案があった場合、必要があると認められれば、市地域防災計画の中に位置づけるとし、地区防災計画の作成を推進することを記載しています。	参考意見
33	第1章 市民、事業者、市の基本的責務と役割 被災建築物応急危険度判定員養成講習会を受講した市職員のみで被災建築物応急危険度判定を行うことは、発災時の時間的ロス、また人的不足等により避難所開設が遅れる可能性があります。よって、最低限避難所開設準備委員会のメンバーにも受講させ、運営面で協力する体制を作ることが必要と考えます。	災害対策本部である市庁舎及び防災拠点となる避難所の応急危険度判定は、迅速に応急対策活動を遂行するためにも、速やかに実施しなければならないことから、本修正において、災害対策本部の編成を見直し、建築協力班を建築班に統合するとともに、建築班以外の各班のうち、被災建築物応急危険度判定員養成講習会を受講した職員は、市有建築物の応急危険度判定に従事することを規定しました。 また、震災編第Ⅱ部第3章第3節<応急対策>2.社会公共施設等の応急対策による二次災害防止に、応急危険度判定員が不足するなど判定が困難な場合は、都本部に設置される被災建築物応急危険度判定支援本部に支援を要請することを記載しています。 ご意見のとおり、建築班等の市職員の到着が遅れる場合もあるため、その場合は初動地区隊や施設管理者などの初期避難所運営組織で安全点検を行うことを小平市避難所運営マニュアル作成の指針に記載しています。各地区において避難所運営マニュアルの施設安全点検用紙を用いて、日頃から訓練を実施し、協力いただける体制を整えていきます。 なお、被災建築物応急危険度判定員養成講習会は、建築士等の受講資格要件があります。	反映しない

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	対応
34	<p>震災II-23 地域による共助の推進 地域防災の中心を担う自主防災組織の設置促進を積極的に図り、関係機関等と連携しながら地域の共助を推進する必要がありますが、まだまだ絶対数が少ないと思います。自治会並びに集合住宅の管理組合等に積極的に働きかける必要があります。避難所周辺の自治会並びに集合住宅の管理組合等への働きかけを強めるために、ある程度強制的に参加を促す対応を進めるべきだと思います。震災II-36にも関連しています。</p>	<p>発災時に一人でも多くの命を救うためには、発災直後の近隣住民同士の助け合いが大きな効果を発揮することから、市におきましても、様々な手法を用いて積極的に自主防災組織の結成を促進しています。震災編第II部第1章第1節基本理念及び基本的責務では、自助・共助の理念のもと、市民の責務を記載していますが、これらは自主的、自発的に活動するものとなります。引き続き、デリバリー-こいだいらや地域の防災イベント等を活用した防災意識の向上を図り、各地区の避難所開設準備委員会等とも連携しながら、自助・共助による市民及び地域の防災力の向上を推進していきます。</p>	反映しない
35	<p>震災II-28 震災II-186 要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援の件ですが、要配慮者に対する防災対策が進んでいないのが現状です。避難支援等関係者が避難行動要支援者登録名簿を活用し、避難行動要支援者宅を訪問し、確実に情報伝達することも考慮するとありますが、誰が中心となって要配慮者と直接対応し、どのような運用をするかといった具体的な方法を確立しない限り発災時に、不幸な結果になるものと想定されます。要配慮者ごとに検討する担当を明確にするのも一つの方法であると思います。 生活支援課だけでは到底できない内容だと思いますので、地域の民生委員、地域包括支援センター、自治会、自主防災組織等の地域での合同メンバーによる検討会を進めるべきだと考えます。 避難行動要支援者やその支援者を対象とした「要配慮者のための防災行動マニュアル」は存在しますが、総括的であって個々の人をターゲットとしたものではないので、今後具体的に行動できる「個別の防災行動マニュアル」を作成すべきと考えます。</p>	<p>避難支援等関係者による支援は、善意と協力によるものであり、まずは自身と家族等の身の安全の確保に努めるものとし、可能な範囲で名簿登録者へ支援を行っていただきます。 一方で、ご意見のとおり、要配慮者への支援として、具体的な方法を検討していく必要がありますので、関係機関等と連携しながら、検討を進めていきます。 ご意見につきましては、今後の取組の参考にさせていただきます。</p>	参考意見
36	<p>震災II-36 市（防災危機管理課）、協力機関は連携して、地域の自主防災組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置等、情報連絡体制の確保が明記されていますが、協議会が未設置の地域に関して早期に実施していただきたいです。 避難所開設準備委員会でさえも十分に機能していない地域が多くあるので、協議会の設置はさらに難しいのではないかと考えています。是非とも強力な推進力によって設置していただくようお願いいたします。</p>	<p>市民、自主防災組織等、自治会・町会等地域コミュニティ、行政、事業所等において、平常時から相互に連携・協力し合える「顔の見える関係」とネットワークの構築を目指して、取組を推進していきます。</p>	反映済み
37	<p>震災II-56 防火対策の中で、住宅用火災警報器をはじめ住宅用防災機器等の普及を図る必要がありますが、すべての家庭に設置されていない現状があります。初期消火については、街頭消火器を設置することで最低限の対応はできますが、これだけで初期消火は充分ではないと考えます。最終的には地域ごとにスタンドパイプが必要となるので、可能な限りエリアごとにスタンドパイプを設置する規定を新たに作り、機器等の設置・配備基準を明示して欲しいと思います。</p>	<p>出火防止・初期消火対策については、引き続き、感震ブレーカーや消火器の設置、消防署と連携した住宅用火災警報器の更新を促進するとともに、あわせて消火訓練の実施や風呂水の汲み置きなどの普及啓発等に取り組みます。 自主防災組織は、スタンドパイプ等を活用した初期消火を行うこととされており、スタンドパイプについては、防災資器材の整備や訓練に要する費用等の一部を補助する目的で交付している自主防災組織補助金を活用して、必要に応じて購入していただいています。</p>	参考意見

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	対応
38	<p>震災II-131 特命調査に当たっては、警察官、消防職員、消防団員、自主防災組織及びその他協力団体の協力を得て実施するとありますが、自主防災組織に対しての情報連絡の具体的な方法が示されていないので、明示が必要と思います。</p>	<p>特命調査を命じられた調査班等が調査を行いますが、自主防災組織を所管する防災危機管理課も連携し、自主防災組織の代表者へ電話または電子メール等により協力要請を行いますので、震災編第Ⅱ部第2章第3節応急対策2.地域による応急対策の実施の(1)自主防災組織の取組等で収集した情報について、提供してください。</p>	反映しない
39	<p>全般及び第Ⅱ部第9章第3節 P191の3-1(1)について、「避難所運営マニュアル作成の指針」では「避難所開設準備委員会」が平時から避難所運営について協議しマニュアル等を作成し訓練することが明記されている。しかし素案には「避難所開設準備委員会」に一切言及しておらず、「自治会、自主防災組織、施設関係者等」の記載のみである。避難所運営マニュアルは、それら以外の独立した避難所開設準備委員会によって作成されている事例があるため、避難所開設準備委員会の名称を追加すべきで、「自治会、自主防災組織、施設関係者等からなる避難所開設準備委員会」などの表現が望ましい。同様に「避難所運営委員会」も計画で言及するのが妥当である。自治会に加入していない世帯が多い地域のことを考慮した表現に改めるのが妥当である。なお、学校に通学している児童・生徒の保護者世帯は施設関係者とは言えない。</p>	<p>全ての地区において避難所開設準備委員会（名称は地区により異なることがあります）が設置されたとともに、避難所開設準備委員会により避難所運営マニュアルの作成・更新が進んでいることから、ご意見のとおり、追記します。なお、避難所運営委員会は、震災編第Ⅱ部第9章第3節<応急対策>3-1.避難所の開設・報告に記載されています。資料編の用語集に、避難所開設準備委員会及び避難所運営委員会の説明を追記します。</p>	反映する
40	<p>避難所設営・運営の際に生じた様々な問題に対して、避難所開設準備委員会および避難所運営委員会が意図せずに犯した過失（専門家ではない一般市民の知識では予見できなかった事故等）についての免責、あるいは責任は市にあることを明記すべき。一般市民に責任がないことを示さなければ、誰も準備委員会および運営委員会に参加しない（責任リスクが高すぎる）。</p>	<p>避難所運営における事故等については、番号9「ご意見に対する考え方」のとおりです。また、市民一人ひとりが、防災活動に対して積極的に参加、協力して地域ぐるみで防災対策に当たることが重要であることから、市では、訓練に係る防火防災訓練災害補償等共済契約を締結しています。</p>	反映済み
41	<p>第Ⅱ部第9章第3節 P190の2-2 ② 「国は、自治体向けのガイドラインを、避難者1人あたりの面積の最低基準をスフィア基準に基づく3.5平方メートル以上とする」との報道（2024/12/13付毎日新聞）があり、2人あたりの面積3.3平方メートルは変更すべき。</p>	<p>東京都地域防災計画に基づき、避難所に受入れる避難者数は、概ね居室3.3㎡あたり2人としています。今後、東京都地域防災計画が修正された場合は、東京都の計画に基づき、市の計画も修正します。</p>	反映しない
42	<p>第Ⅱ部第9章第3節 P196の2-3 (1)① 集団を形成する任につく者として、避難所開設準備委員会を追加すべき。</p>	<p>当該避難誘導の項目は、市の避難班が行う役割として、避難指示等が発令された場合、避難者を地域または自治会、事業所単位での集団形成を図るため、自主防災組織の会長や事業所の管理者等のリーダーを中心に集団を編成し、広域避難場所等に誘導することを記載しています。また、避難誘導は、震災による市街地火災等で避難が必要となったときに、市民を安全かつ迅速に避難場所まで誘導することで、避難所開設準備委員会は、避難所開設・運営について検討し訓練等を行う組織です。現時点では、避難誘導の役割まで担っていただくことは想定していませんが、避難所開設準備委員会のメンバーには、自治会や自主防災組織等にも加入している方や地域をよく知る方がいらっしゃいますので、ご自身やご家族の安全を確保したうえで状況に応じて、避難誘導にご協力ください。</p>	反映しない

番号	ご意見の概要	ご意見に対する考え方	対応
43	<p>第Ⅱ部第9章第3節 P199の3-4(1)① タイトルが「設営」であるのに対し、「地域住民が主体となって運営」と記載されており齟齬がある。 また避難所の開設準備は避難所開設準備委員会の役割であると「避難所運営マニュアル作成の指針」にあり、本計画との間で一貫していない。すなわち、「避難所は…主体となる避難所開設準備委員会が…避難所運営マニュアルにしたがって設営する。」が妥当である。</p>	<p>当該設営の項目は、市の避難班及び初動地区隊が行う役割として、記載されていますが、避難所は、避難所を利用する地域住民が主体となって運営することが前提となりますので、その内容を記載しています。 本計画に基づき作成された市の避難所運営マニュアル作成の指針を踏まえ、各地区において避難所開設準備委員会が避難所運営マニュアルを作成していますので、ご意見にあるとおりですが、実際の災害時には、避難所開設準備委員会のメンバーが被害状況等により集まることができない場合も想定されます。このため、本計画では、防災対策の方向性や方針を示すものであることから、広く避難所を利用する地域住民が積極的に運営に携わるものとして記載しています。</p>	反映しない
44	<p>第Ⅱ部第9章第3節 P199の3-4(1)③ タイトルが「運営手順」であるが、内容は手順ではなく、手順を定める際の方針であり、「避難所運営マニュアル作成の指針」に記載すべきことである。したがって、「避難所は、避難所運営マニュアルにしたがって設立した避難所運営委員会が、避難所運営マニュアルおよび当該マニュアルに基づき作成された具体的な手順にしたがって運営する。」が妥当である。</p>	<p>当該運営手順等の項目は、市の避難班及び初動地区隊が行う役割として、記載されています。また、本計画は市の防災対策の方向性や方針を示すものです。本計画に基づき、防災に関する様々な分野の具体的な計画やマニュアル等が作成され、その一つに市の避難所運営マニュアル作成の指針があり、その指針に基づき、各地区において、避難所運営マニュアル等が作成されています。ご意見にある内容は、本計画に基づいた避難所運営マニュアルに記載されています。</p>	反映しない